

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
 ○地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）抄

改 正 後	現 行				
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（他の法令による給付との調整）</p> <p>第三条 法附則第八条第一項に規定する政令で定める法令による年金たる給付は、次の表の上欄に掲げる法第三十九条の二に規定する年金たる補償（以下この条において「年金たる補償」という。）の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる給付とし、同項に規定する政令で定める率は、同表の上欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる給付ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる率とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 一 傷病補償 年金（法第四十六条に規定する公務上の災害又は第十条に規定する公務上の災害に係るものを除く。） </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この表において「平成二十四年一元化法」という。） 〇・七三 </td> </tr> </table>	一 傷病補償 年金（法第四十六条に規定する公務上の災害又は第十条に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この表において「平成二十四年一元化法」という。） 〇・七三	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（他の法令による給付との調整）</p> <p>第三条 法附則第八条第一項に規定する政令で定める法令による年金たる給付は、次の表の上欄に掲げる法第三十九条の二に規定する年金たる補償（以下この条において「年金たる補償」という。）の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる給付とし、同項に規定する政令で定める率は、同表の上欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる給付ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる率とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 一 傷病補償 年金（法第四十六条に規定する公務上の災害又は第十条に規定する公務上の災害に係るものを除く。） </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この表において「平成二十四年一元化法」という。） 〇・七三 </td> </tr> </table>	一 傷病補償 年金（法第四十六条に規定する公務上の災害又は第十条に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この表において「平成二十四年一元化法」という。） 〇・七三
一 傷病補償 年金（法第四十六条に規定する公務上の災害又は第十条に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この表において「平成二十四年一元化法」という。） 〇・七三				
一 傷病補償 年金（法第四十六条に規定する公務上の災害又は第十条に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この表において「平成二十四年一元化法」という。） 〇・七三				

<p>金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下この条及び次条において「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下この条及び次条において「障害基礎年金」という。）</p>	<p>二 障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>三 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下この条及び次条第一項の表において「平成二十四年一元化</p>
○・八八	○・八八	○・八八

<p>金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下この条及び次条において「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下この条及び次条において「障害基礎年金」という。）</p>	<p>二 障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>三 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下この条及び次条第一項の表において「平成二十四年一元化</p>
○・八六	○・八八	○・八八

<p>二 傷病補償 年金（法第 四十六條に 規定する公</p>		
<p>一 障害厚生年金等及び障 害基礎年金</p>	<p>四 国民年金法等の一部を 改正する法律（昭和六十 年法律第三十四号。以下 この表において「国民年 金等改正法」という。） 附則第三十二条第一項に 規定する年金たる給付の うち障害年金（以下この 表及び次条第一項の表に おいて「旧国民年金法に よる障害年金」という。）</p>	<p>法改正前国共済法による 障害共済年金」という。 ）若しくは平成二十四年 一元化法附則第六十一条 第一項に規定する給付の うち障害共済年金（以下 この表及び次条第一項の 表において「平成二十四 年一元化法改正前地共済 法による障害共済年金」 という。）が支給される 場合を除く。）</p>
<p>○・八二 （第一級 又は第二 級の傷病</p>	<p>○・八九</p>	

<p>二 傷病補償 年金（法第 四十六條に 規定する公</p>		
<p>一 障害厚生年金等及び障 害基礎年金</p>	<p>四 国民年金法等の一部を 改正する法律（昭和六十 年法律第三十四号。以下 この表において「国民年 金等改正法」という。） 附則第三十二条第一項に 規定する年金たる給付の うち障害年金（以下この 表及び次条第一項の表に おいて「旧国民年金法に よる障害年金」という。）</p>	<p>法改正前国共済法による 障害共済年金」という。 ）若しくは平成二十四年 一元化法附則第六十一条 第一項に規定する給付の うち障害共済年金（以下 この表及び次条第一項の 表において「平成二十四 年一元化法改正前地共済 法による障害共済年金」 という。）が支給される 場合を除く。）</p>
<p>○・八二 （第一級 又は第二 級の傷病</p>	<p>○・八九</p>	

務上の災害 又は第十条 に規定する 公務上の災 害に係るも のに限る。	二 障害厚生年金等（当該 補償の事由となつた障害 について障害基礎年金が 支給される場合を除く。）	等級に該 当する障 害に係る 傷病補償 年金にあ つては、 ○・八一	三 障害基礎年金（当該補 償の事由となつた障害に ついて障害厚生年金等又 は平成二十四年一元化法 改正前国共済法による障 害共済年金若しくは平成 二十四年一元化法改正前 地共済法による障害共済	○・九二 （第一級 の傷病等 級に該当 する障害 に係る傷 病補償年 金にあつ ては、○ ・九一）
--	--	--	---	--

務上の災害 又は第十条 に規定する 公務上の災 害に係るも のに限る。	二 障害厚生年金等（当該 補償の事由となつた障害 について障害基礎年金が 支給される場合を除く。）	等級に該 当する障 害に係る 傷病補償 年金にあ つては、 ○・八一	三 障害基礎年金（当該補 償の事由となつた障害に ついて障害厚生年金等又 は平成二十四年一元化法 改正前国共済法による障 害共済年金若しくは平成 二十四年一元化法改正前 地共済法による障害共済	○・九一 （第一級 又は第二 級の傷病 等級に該 当する障 害に係る 傷病補償 年金にあ つては、 ○・九〇
--	--	--	---	--

	<p>三 障害補償年金（法第四十六条に規定する公務上の災害又は第十条に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	
<p>年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>四 旧国民年金法による障害年金</p>	<p>一 障害厚生年金等及び障害基礎年金</p> <p>二 障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p> <p>三 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前</p>
<p>ては、〇・九一）</p>	<p>〇・九三（第一級又は第二級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、〇・九二</p>	<p>〇・七三</p> <p>〇・八三</p> <p>〇・八八</p>

	<p>三 障害補償年金（法第四十六条に規定する公務上の災害又は第十条に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	
<p>年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>四 旧国民年金法による障害年金</p>	<p>一 障害厚生年金等及び障害基礎年金</p> <p>二 障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p> <p>三 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前</p>
<p>ては、〇・九一）</p>	<p>〇・九三（第一級又は第二級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、〇・九二</p>	<p>〇・七三</p> <p>〇・八三</p> <p>〇・八八</p>

	<p>四 障害補償 年金（法第 四十六条に 規定する公 務上の災害 又は第十条 に規定する 公務上の災 害に係るも のに限る。）</p>	<p>地共済法による障害共済 年金が支給される場合を 除く。）</p>	<p>四 旧国民年金法による障 害年金</p>	<p>一 障害厚生年金等及び障 害基礎年金</p>	<p>二 障害厚生年金等（当該 補償の事由となつた障害 について障害基礎年金が 支給される場合を除く。）</p>
<p>〇・八九</p>	<p>〇・八二 （第一級 又は第二 級の障害 等級に該 当する障 害に係る 障害補償 年金にあ つては、 〇・八一</p>	<p>〇・八九 （第一級 又は第二 級の障害 等級に該 当する障 害に係る 障害補償 年金にあ つては、 〇・八一</p>	<p>〇・八八 つては、 年金にあ 障害補償 年金にあ つては、 〇・八八</p>		

	<p>四 障害補償 年金（法第 四十六条に 規定する公 務上の災害 又は第十条 に規定する 公務上の災 害に係るも のに限る。）</p>	<p>地共済法による障害共済 年金が支給される場合を 除く。）</p>	<p>四 旧国民年金法による障 害年金</p>	<p>一 障害厚生年金等及び障 害基礎年金</p>	<p>二 障害厚生年金等（当該 補償の事由となつた障害 について障害基礎年金が 支給される場合を除く。）</p>
<p>〇・八九</p>	<p>〇・八二 （第一級 又は第二 級の障害 等級に該 当する障 害に係る 障害補償 年金にあ つては、 〇・八一</p>	<p>〇・八九 （第一級 又は第二 級の障害 等級に該 当する障 害に係る 障害補償 年金にあ つては、 〇・八一</p>	<p>〇・八八 つては、 年金にあ 障害補償 年金にあ つては、 〇・八八</p>		

<p>五 遺族補償 年金（法第四十六条に規定する公務上の災害</p>			
<p>一 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは</p>	<p>四 旧国民年金法による障害年金</p>	<p>三 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>〇・九二 （第一級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、〇・九一）</p>
<p>〇・八〇</p>	<p>〇・九三 （第一級又は第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、〇・九二</p>		<p>〇・九二 （第一級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、〇・九一）</p>

<p>五 遺族補償 年金（法第四十六条に規定する公務上の災害</p>			
<p>一 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは</p>	<p>四 旧国民年金法による障害年金</p>	<p>三 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>〇・九二 （第一級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、〇・九一）</p>
<p>〇・八〇</p>	<p>〇・九三 （第一級又は第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、〇・九二</p>		<p>〇・九二 （第一級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、〇・九一）</p>

<p>又は第十条に規定する公務上の災害に係るものを除く。</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（以下この条において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この条において「遺族基礎年金」という。）</p>	<p>二 遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>三 遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金（以下この表において「平成二十四年一元化法改正前国共済法による遺族共済年金」という。）若しくは平成二十</p>
	<p>○・八四</p>	<p>○・八四</p>	<p>○・八八</p>

<p>又は第十条に規定する公務上の災害に係るものを除く。</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（以下この条において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この条において「遺族基礎年金」という。）</p>	<p>二 遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>三 遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金（以下この表において「平成二十四年一元化法改正前国共済法による遺族共済年金」という。）若しくは平成二十</p>
	<p>○・八四</p>	<p>○・八四</p>	<p>○・八八</p>

六 遺族補償 年金（法第 四十六條に 規定する公 務上の災害					
	四 国民年金等改正法附則 第八十七條第一項に規定 する年金たる保険給付の うち遺族年金	四 〇・八〇			
	五 国民年金等改正法附則 第七十八條第一項に規定 する年金たる保険給付の うち遺族年金	五 〇・八〇			
	六 国民年金等改正法附則 第三十二條第一項に規定 する年金たる給付のうち 母子年金、準母子年金、 遺児年金又は寡婦年金	六 〇・九〇			
	一 遺族厚生年金等及び遺 族基礎年金	一 〇・八七			
二 遺族厚生年金等（当該 補償の事由となつた死亡 について遺族基礎年金が	二 〇・八九				

六 遺族補償 年金（法第 四十六條に 規定する公 務上の災害					
	四 国民年金等改正法附則 第八十七條第一項に規定 する年金たる保険給付の うち遺族年金	四 〇・八〇			
	五 国民年金等改正法附則 第七十八條第一項に規定 する年金たる保険給付の うち遺族年金	五 〇・八〇			
	六 国民年金等改正法附則 第三十二條第一項に規定 する年金たる給付のうち 母子年金、準母子年金、 遺児年金又は寡婦年金	六 〇・九〇			
	一 遺族厚生年金等及び遺 族基礎年金	一 〇・八七			
二 遺族厚生年金等（当該 補償の事由となつた死亡 について遺族基礎年金が	二 〇・八九				

(略)

				又は第十条に規定する公務上の災害に係るものに限る。
	支給される場合を除く。	三 遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	○・九二	
	四 国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	○・八七		
	五 国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	○・八七		
	六 国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	○・九三		

(略)

				又は第十条に規定する公務上の災害に係るものに限る。
	支給される場合を除く。	三 遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	○・九二	
	四 国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	○・八七		
	五 国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	○・八七		
	六 国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	○・九三		

第三条の二 法附則第八条第二項に規定する政令で定める法令による年金たる給付は、次の表の上欄に掲げる給付とし、同項に規定する政令で定める率は、同欄に掲げる給付ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	○・七三
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八八
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	○・八八
旧国民年金法による障害年金	○・八九

2
(略)

第三条の二 法附則第八条第二項に規定する政令で定める法令による年金たる給付は、次の表の上欄に掲げる給付とし、同項に規定する政令で定める率は、同欄に掲げる給付ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	○・七三
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八六
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	○・八八
旧国民年金法による障害年金	○・八九

2
(略)